

伊賀市建築工事設計業務委託共通仕様書

受託者は下記により建築工事設計業務を行うものとする。

一般事項

- (a) 伊賀市建築工事設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、伊賀市が発注する建築工事（建築設備工事を含む。）に係る建築設計（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計及び積算をいう。）の業務（以下「設計業務」という。）委託に適用する。
- (b) 本共通仕様書は、伊賀市設計業務等標準委託契約約款（以下「契約約款」という。）及び伊賀市建築工事設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）と相互に補完するものとし、そのいずれかによって定められている事項は、業務の履行を規定するものとする。ただし特記仕様書と共通仕様書間に相違がある場合は、特記仕様書を優先する。
- (c) 工事設計業務中で費用が発生した場合は全て受託者の負担とする。（確認申請手数料等を除く。）

設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (a) 一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示」という。）別添にあげるものとし、範囲は特記仕様書による。
- (b) 追加業務の内容及び範囲は特記仕様書による。

設計業務の条件

- (a) 設計業務の着手に当たり、基本設計または監督員の指示を基に実施設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。
- (b) 計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献並びにその計算過程を明記するものとする。
- (c) CAD、電子計算機によって設計・計算等を行う場合は、プログラムや使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

設計基準

- (a) 建築物の仕様は、指定がなければ国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準仕様書」、「建築工事改修標準仕様書」、「電気設備標準仕様書」、「機械設備標準仕様書」、「公共建築工事積算基準」及び特記仕様書に記載の文献に適合するよう設計業務を行う。
- (b) 上記の基準により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

守秘義務

設計図書及び工事関係図書を、業務遂行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。またその業務の実施過程で知り得た秘密を漏洩してはならず、市の正当な利益を擁護しなければならない。

再委託

- (a) 契約約款第 7 条第 1 項に規定する「指定した主たる部分」とは、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- (b) 契約約款第7条第3項に規定する「軽微な部分」とはコピー、ワープロ業務、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務に該当するものとし、受託者がこの部分を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。
- (c) 上記（a）、（b）に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。
- (d) 設計業務を再委託する場合は、委託する業務の内容、再委託業者の商号、名称その他必要な事項を記した書面「部分再委託届：様式1－3」により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務の実施について適切な指導及び管理のもと設計業務を実施しなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合も必要な措置を講じなくてはならない。なお、協力者が建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (e) 協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、該当複数の段階における再委託相手方の住所、氏名及びそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面について更に詳細な業務計画に係る資料として、委託者に提出しなくてはならない。

管理技術者

- (a) 契約約款第10条の規定に基づき、管理技術者を定め「管理技術者選任通知書：様式1－1」に「経歴書：様式1－2」を添付して提出する。また管理技術者の下で業務を分担する業務担当者を定め場合は併せて提出する。管理技術者を変更した時も同様とする。なお、管理技術者は日本語に堪能でなければならない。
- (b) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、その権限は、契約約款第10条に規定する事項とする。ただし、管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く）を制限する場合は、委託者にあらかじめ通知しなくてはならない。
- (c) 管理技術者は、関連するほかの設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

一時中止

業務の一時中止については契約約款第19条によるものの他、受託者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合による。

業務計画書等

- (a) 契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (b) 業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (c) 監督員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- (d) 監督員と協議、質疑応答を行った場合はその都度業務打合せ簿を作成しなければならない。

関係官公署等への手続き

関係官公署その他への申請書等の作成、届出手続を行う際には届出内容等についてあらかじめ監督員に報告を行う。また下水・道路管理者及び関係水利権者等との立会には原則同行する。

中間報告

設計工程の中で以下の段階に達したときは、監督員に資料を添えて報告するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 企画完了時
- (c) 設計業務完了時
- (d) 工事費内訳書完了時
- (e) その他監督員の指示がある時または管理技術者が必要と認めた時

なお監督員との打合せは随時行うものとする。

着工後の業務協力

工事監理者による施工者への設計意図の伝達及び施工図等の検討を補助するために以下の業務協力を行うものとする。

- (a) 市の都合、その他条件の変化等による設計変更の際の設計者としての助言、承諾等
- (b) 設計図書の内容に疑義が生じた場合等における現場との照合、確認等

設計の理念

- (a) 伊賀市の建設方針に基づき、監督員と十分に協議を行いながら、設計を進めなければならない。
- (b) 設計にあたり公共建築物の社会的使命と機能を十分認識して、安全性、合理性、耐久性、経済性及び維持管理等を研究し設計しなければならない。
- (c) 建物の敷地条件、社会的条件、自然条件を十分に調査研究し、創造性、美観性及び機能性を発揮し、伊賀市の風土を生かすなど周辺環境の調和に配慮し、かつ市民にとって親しみやすい文化性の高いものを設計しなければならない。
- (d) 建築物及び建築設備の設計にあたっては、建築物の用途・目的及び立地性を勘案し、その配置計画、意匠計画、構造計画、設備計画並びに省エネルギー、省資源、環境負荷の低減等将来的な対策を十分に配慮、設計するものとする。
- (e) 建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）対策に当っては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、再資源の利用と促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、三重県建設副産物処理基準、三重県建設副産物再生資源資材使用基準等の条例その他規定により、再利用、再生利用、適正処理に努め設計に反映させるものとする。
- (f) ホルムアルデヒド等有害物質の発生抑制を図るなど室内環境に配慮するものとする。
- (g) 意匠、構造、設備において過大な設計を行ってはならない。

関連する法令、条例等の遵守

設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守し、近隣住民への配慮を重視した設計を行わなければならない。

材料・工法

- (a) 使用材料の選定に当たっては、地場産業振興のため市内及び県内産品の使用を優先するよう配慮するものとする。
- (b) 新材料、新製品、新工法については使用経験、施工実績等を勘案し採用する。

- (c) 設計に際し、特許権等の対象である工法等を採用する場合は、監督員と協議し承諾を得る。また特許権等使用料を積算に計上する。

図面表示

- (a) 機械、機器類の容量、圧力等は原則として設計数値とする。ただし、日本工業規格その他公的な規格のあるものはこの限りではない。
- (b) 機械、機器類の性能、作動方法は特定の製造業者一社によるものを表してはならない。ただし、特別な理由により必要とする場合は監督員と協議し、承諾を受けなければならない。
- (c) 品番を記入する場合は同等品以上とし、メーカーを記入する場合は数社とする。

修補

- (a) 監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (b) 完了検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

伊賀市建築工事設計業務委託特記仕様書

- (a) 伊賀市建築工事設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、伊賀市が発注する建築工事（建築設備工事を含む。）に係る建築設計（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計及び積算をいう。）の業務（以下「設計業務」という。）委託に適用する。
- (b) 本特記仕様書は、伊賀市設計業務等標準委託契約約款（以下「契約約款」という。）及び伊賀市建築工事設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）と相互に補完するものとし、そのいずれかによって定められている事項は、業務の履行を規定するものとする。但し特記仕様書と共通仕様書間に相違がある場合は、特記仕様書を優先する。

I. 業務概要

1. 業務名称 依那古小学校統合改修工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 依那古小学校
- (2) 敷地場所 伊賀市 沖 地内
- (3) 施設用途 小学校
平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第(七)号、 第(1)類とする
- (4) 履行期間 契約日から 令和 4年 2月 1日 まで

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項□については「☒、○」印がついたものを適用する。「☒、○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。
「☒、○」と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地条件

- a. 敷地面積 13,579.00 m²
- b. 用途地域 都市計画区域内 非線引き区域
- c. 防火地域 ・防火 ・準防火 ・指定無し ○法22条地域
- d. その他 日影規制 あり 都市計画道路 なし

(2) 施設の条件

校舎

- a. 延べ面積 2395m²
- b. 主要構造 RC 造
- c. 階 数 3 階
- d. 耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- ①構 造 体 Ⅱ 類
- ②建築非構造部材 A 類

③建 築 設 備 乙 類

屋内運動場

- a. 延べ面積 563㎡
b. 主要構造 S 造
c. 階 数 1 階（2 階ギャラリーあり）
d. 耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- ①構 造 体 Ⅱ 類
②建築非構造部材 A 類
③建 築 設 備 乙 類

(3) 建設の条件

- a. 建設工期（予定） 令和4年6月 ～ 令和5年2月 【約9ヶ月】

(4) 施設・事業概要

依那古小学校・比自岐小学校・神戸小学校統合に伴う校舎棟および屋内運動場の統合改修工事

【校舎棟】

(外部工事)

- ・屋根防水工事
- ・外壁・ペランダクラック補修および塗装改修工事
- ・建物外部手摺改修工事
- ・校舎屋上・保健室屋上の排水改修工事
- ・門扉設置工事
- ・バス駐車場転回場設置工事
- ・ウサギ小屋・池・手洗い撤去工事駐車場化工事
- ・遊具設置工事
- ・正面玄関までのバリアフリー化（スロープ）

(内部工事)

- ・正面玄関雨漏り改修・美装化工事（インターホン設置）
- ・廊下・階段床改修工事
- ・廊下天井および壁塗装改修工事
- ・教室床改修工事
- ・校舎棟サッシ入替工事およびカーテン・カーテンレール新設工事
- ・教室建具改修工事（マスターキー化）
- ・廊下手洗い場改修工事（ステンレス手洗い設置）
- ・照明LED化工事
- ・放送設備改修工事
- ・男女トイレ改修工事（乾式化）（間仕切り設置）（サッシ改修ほか）
- ・多目的トイレ新設工事
- ・カウンセリングルーム設置工事
- ・給食配膳室の天井・壁改修工事（換気扇交換）
- ・職員室改修工事（黒板をホワイトボード改修ほか）

- ・校長室・音楽室のカーペット床改修工事
- ・冷暖房設備設置工事（理科室・音楽室・図工室・家庭科室）
- ・理科室実験台の半分を調理台へ改修工事
- ・職員トイレ通路雨除壁設置・段差解消工事
- ・職員トイレ改修工事（乾式化）
- ・ダムウェーダー入替工事
- ・防火設備改修工事
- ・消防設備改修工事

（統合に伴う改修）

- ・校名・校章看板取替工事
- ・旧校名・校章等撤去工事

（その他）

- ・劣化部改修工事
- ・上記改修に伴う電気設備工事、機械設備工事、外構設備工事

【屋内運動場】

（外部工事）

- ・外壁軒裏改修工事
- ・外部建具改修工事
- ・配管・樋改修工事

（内部工事）

- ・床改修、間仕切り改修、内壁補修及び塗装改修工事
- ・内部建具改修、防球ネット改修、カーテン及び緞帳改修工事
- ・照明LED化工事
- ・放送設備改修工事
- ・消防設備改修工事
- ・防火設備改修工事
- ・トイレ改修工事

・その他 劣化部改修工事

- ・校名・校章看板取替工事
- ・旧校名・校章等撤去工事

・その他、上記改修に伴う電気設備工事、機械設備工事、外構設備工事

(5) 設計条件については、次の資料による。

- ①使用材料の選定にあたっては、地場産業振興のため市内产品及び伊賀市進出企業の製品を比較検討するものとする。
- ②木材等を使用の際には、地域材、県産材（「三重の木」認証材）の使用を比較検討するものとする。

(6) 敷地調査

設計着手前には、必ず現地調査を行うこと。調査の結果、問題が生じる恐れがあると判断される場合

は、監督員の指示を受けること。

Ⅱ. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整176号）（最終改定平成31年3月29日国営整第200号）による。

1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ☒ 建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- ☐ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- ☐ 建設部門、電気・電子部門、機械部門（選択科目：流体機械又は暖冷房及び冷凍機械）、水道部門及び衛生工学会で登録した技術士
- ☐ 建築設備資格者として登録された建築設備士
- ☐ 建設業法による一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士又は社団法人空気調和衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士で、かつ、資格取得後6年以上の実務経験のある者
- ☐ 電気事業法による第一種又は第二種電気主任技術者で、かつ12年以上の実務経験がある者
- ☐ 管理技術者については、一級建築士の資格を有し、かつ実務経験年数が10年以上を有している者であること
- ☐ 主任技術者については、一級建築士の資格を有し、かつ実務経験年数が5年以上を有している者であること
- ☐ 該当設計業務（総括・意匠・構造・電気・機械・積算）に配置可能な技術部門を有すること

2. プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

3. 業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- 1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 2) 各担当主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 3) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属、保有資格、実務経験
- 4) 業務概要〔実施方針（説明内容）、成果品の内容、部数〕
- 5) 業務実施工程表（意図説明計画、打合せ計画）
※Ⅳ（4）に示す打ち合わせ予定日を記入すること
- 6) 業務実施体制〔組織計画（再委託業者を含めた体系図）、連絡体制、業務担当表〕
- 7) 協力事務所の名称、代表者名、所在地分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容、主任技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 8) その他監督員が指示した事項

4. 業務委託料の支払い

完了検査合格後、但し建築工事及び業務に修補のある場合は修補完了後、業務委託料を支払うものとする。
なお、前払金及び部分払の要件に該当する案件で請求のあった場合、前払金及び部分払を支払うものとする。

Ⅲ. 設計業務委託範囲

業務の範囲は以下のとおりとする。各項に定めた業務の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議するものとする。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

☐ 建築（総合） ☐ 建築（構造） ☐ 昇降機 ☐ 電気設備 ☐ 機械設備

b. 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

☒ 建築（総合） ☒ 建築（構造） ☒ 昇降機 ☒ 電気設備 ☒ 機械設備

(2) 追加業務の内容及び範囲

☒ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成、
建築積算、電気設備積算、機械設備積算）

☐ 透視図作成

〔種類（鳥瞰） 判の大きさ（A2以上） 枚数（1部） 額の有無（有） 材質（アルミ製）〕

☐ 透視図の写真撮影

〔カット枚数（ 枚以上）判の大きさ（キャベネット判）白黒・カラーの別（カラー）電子データ（有）〕

☐ 模型製作

〔縮尺（適時） 主要材料（適時）ケースの有無（有）〕

☐ 模型の写真撮影

〔カット枚数（5枚以上）判の大きさ（キャベネット判）白黒・カラーの別（カラー）電子データ（有）〕

☐ 建築基準法及び消防法等建築に関する法令（条例を含む）による申請書等の作成及び手続業務

※確認申請の提出にあたり特定行政庁並びに建築主事と十分な事前協議を行い申請の出し直しが無いように
すること。なお、確認申請の提出を行い建築主事に申請を受理され確認済証が交付されない場合は、2回
目以降の確認手数料（構造計算を含む）は受託者の負担とする。

☐ 伊賀市が求めている開発・建築確認申請前の事前協議書の作成及び手続業務

☐ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の提出）

☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務

☒ 概略工事工程表の作成

☐ 営繕事業広報ポスターの作成

☐ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な
検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計
に係る特別な検討等）

☐ 省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成

☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」とい
う。）第13条第2項に規定する書類の作成及び手続業務

☐ 建築物省エネ法第20条第2項に規定する書類の作成及び手続業務

☐ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

☐ 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量監理業務委託
共通仕様書の作成

☐ 建築物の利用に関する説明書の作成

☐ 住民説明等に必要な資料の作成

☐ 日影図の作成

☐ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成

☐ LCEMツールによる空調システムの評価

☐ 埋蔵文化財、文化財現状変更等に関する届出書の作成及び申請手続き業務

- 市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成設置報告書の届出）
- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に関する調整及び手続業務
- 伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく通知書の作成及び手続業務
- 伊賀市の適正な土地利用条例に基づく通知書（申請書）の作成及び手続業務（建築開発及び特定開発事業含む）
- 建設工事に係る資材の再資源化に関する法令、三重県建設副産物処理基準に基づく届出書作成及び申請手続業務、リサイクル計画書の作成業務
- その他、自治体所轄部署の届出書の作成及び申請手続業務（大気汚染防止法、騒音・振動規制法、水質汚濁防止法等）

IV. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等とする。年版については最新版を採用する。

a. 共 通

- ◎官庁施設の基本的性能基準
- ◎官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ◎官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ◎官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ◎官庁施設の環境保全性に関する基準
- ◎官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ◎省エネルギー建築設計指針
- ◎官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）
- ◎建築設計業務等電子納品要領（案）
- ◎建築C A D図面作成要領（案）
- ◎公共建築設計業務委託共通仕様書
- ◎公共建築工事積算基準
- ◎公共建築工事共通費積算基準
- ◎公共建築工事標準単価積算基準
- ◎特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再源化等に関する指針（建設リサイクル法の三重県指針）
- ◎三重県副産物処理基準
- ◎三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- ◎三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則
- ◎三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例マニュアル
- ◎建築物解体工事共通仕様書

- ◎建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ◎伊賀市公共建築物等木材利用方針

b. 建 築

- ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎木造建築工事標準仕様書
- ◎建築物解体工事標準仕様書
- ◎敷地調査共通仕様書
- ◎建築工事設計図書作成基準
- ◎建築設計基準
- ◎建築構造設計基準
- ◎建築改修設計基準
- ◎建築構造設計基準
- ◎建築鉄骨設計基準
- ◎建築工事標準詳細図
- ◎構内舗装・排水設計基準
- ◎擁壁設計標準図
- ◎鉄筋コンクリート構造配筋要領
- ◎表示・標識基準

c. 建築積算

- ◎公共建築工事積算基準
- ◎公共建築工事標準歩掛り
- ◎公共建築数量積算基準
- ◎公共建築工事共通費積算基準
- ◎営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

d. 設 備（電気、機械等）

- ◎建築設備計画基準
- ◎建築設備設計基準
- ◎建築設備工事設計図書作成基準
- ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ◎電気通信設備工事共通仕様書
- ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ◎排水再利用・雨水再利用システム計画基準
- ◎建築設備の維持保全と劣化診断
- ◎建築設備・昇降機耐震設計・施工指針
- ◎建築設備設計計算書作成の手引き
- ◎建築設備耐震設計・施工指針
- ◎食品ごみ処理設備設計計画指針

e. 設備積算

- ◎公共建築工事積算基準

- 公共建築工事標準歩掛り
- 公共建築設備数量積算基準

f. 公立学校施設整備

- 公立学校施設関係法令集（公立学校施設法令研究会）
- 公立学校施設整備事務ハンドブック（ 〃 ）
- 学校給食衛生管理の基準（文科省）
- 学校環境衛生管理基準、マニュアル（文科省）
- 学校施設の耐震補強マニュアル（ＲＣ造校舎編、文科省）
- 学校施設の耐震補強マニュアル（Ｓ造屋内運動場編、文科省）

(3) 貸与資料等

a. 既存設計図書等
・建築物図面一式
b. 既存資料
・消防設備点検結果
・防火設備点検結果

c. 資料の貸与及び返却

貸	与	資	料	適	要
・建築物図面一式					

- 貸与、返却場所（建築課）
- 貸与期間（受託期間）
- 返却時期（完成検査時）

(4) 打合せ及び記録

打合せは必要に応じて次の時期に行い、速やかに打合せ議事録を作成し、監督員に提出すること。

また、業務委託工程表に下記打ち合わせ予定日（中間報告書提出日）を記入し、計画的に業務を進めること。

- ①契約直後（工事概要・現場・設計要領の確認）
- ②平面計画着手時
- ③仮設・配置・平面計画時（PS・幹線・屋外機器の配置等の計画）
- ④計算書及び機器選定書完了時（容量・サイズ・機器の適性確認）
- ⑤外構・建築・設備平面図・系統図・機器仕様書の下図完了時
- ⑥積算着手前（積算図面・積算基準の確認）
- ⑦積算完了時（積算図書の確認と総合調整）
- ⑧その他監督員又は管理技術者が打合せを必要と認めた時

(5) 成果物の取扱について

提出されたＣＡＤ及びＰＤＦデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(6) 写真の著作権の権利等について

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。（但し、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではな

い。)

- 1) 写真を公表すること。
- 2) 写真を他人に閲覧・複写又は譲渡すること。

(7) 見積について

- ・専門業者等の見積書は、原則3社以上とし、見積比較表を作成すること。(見積は参考見積とし、極力歩掛等により代価を作成すること)
- ・廃材処分費については、撤去費等に含まれる見積りではなく、処分費単独の見積り項目をあげて作成すること。

(8) 建築確認申請について

受託者は業務実施工程表の作成にあたり建築確認申請の手続きが必要な場合は、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認日数を考慮すること。

(9) その他業務の履行に係る条件等

① 指定部分の範囲

- ・工事費概算書 : 履行期限予定【令和 3年 9月 30日】
- ・設計図書 : 履行期限予定【令和 3年 9月 30日】
- ・設計内訳書 : 履行期限予定【令和 3年 12月 15日】

(10) 業務に当たっての留意事項

- ①委託業務完了後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。市が求めた場合には、市へ出向き、説明・資料提出などの措置をとること。
- ②受託者は、当該設計業務に係る工事の発注において、質疑応答・検討・助言・承諾・説明等を行うこと。

V. 成果提出物

㊦a. 表1 成果物（電子データ共）※詳細については表1 参照

☑設計原図（紙データ） 1部

※原図用紙は、A2版横長（設計者押印したもの）をケースに入れ提出

基本設計ではファイル綴じしたもの（設計者押印したもの）を提出

☑設計図複写版〔A2版、A3版〕各1部

☑製本糊付け〔A2版、A3版〕各2部

☑積算内訳書（設計内訳書）〔A4〕1部

☑積算資料（積算根拠資料）1部

☑CD 1枚

- ・設計図（設計者入り、設計者抜き）
- ・設計書、代価表、積算資料（数量調書、刊行物（写し）、公共建築積算基準（写し）、見積書（3社見積比較表含む）、カタログ（写し）、その他積算に用いた資料

㊦b. 業務計画書

㊦c. 中間報告書

☐業務着手時

☑企画完了時（工事費概算書完了時）

☑設計業務完了時（図面完了時）〔A2版、A3版〕各2部

☑工事内訳書完了時

☑その他監督員の指示があるとき又は管理技術者が必要と認めたとき

㊦d. 管理技術者等選任届、経歴書

㊦e. 部分再委託等届

※再委託業者との契約書関係書類（約款も含む）の写しの添付

◎ f. 業務委託打合せ簿

※打合せの都度、速やかに提出すること

◎ g. 重要事項説明書（建築士法第24条の7）※契約時

- ・ h. 建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面※契約後遅滞なく

◎ i. 履行状況報告書（毎月初日に提出）

◎ j. 現地踏査の記録簿（写真も含む）

◎ k. その他監督員の指示による

（注意事項）

- ・ CADデータ及び設計図面、設計書等については工事種目、工事科目等によりわかりやすく整理（インデックス等含む）すること
- ・ 電子データ内容（CD-ROMでの提出）

設計原図データ	JWW形式及びPDF形式
積算内訳書（設計内訳書）	Excel形式
見積もり比較表等（積算根拠）	Excel形式

- ・ JWW等のCAD作成ソフトからデータをPDFへ変換させる際、文字バケに注意し、A2サイズであればA3サイズ（解像度300dpi以上、1ファイル20MB以内）でPDF化すること。

また、受託者は電子成果を提出する際、ウイルス対策を実施すること。

- ・ 受託者は、仕様書に規定がある場合又は監督員が指示し、受託者が使用同意書を提出した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。
- ・ 提出資料は項目毎に価格根拠・根拠番号（見積比較表参照番号・積算数量算出書参照番号）等を表示し、分界紙・付箋・一覧表等でわかりやすく表示する。
- また、数量根拠及び数量計算表等については総括表を作成し、見やすく、分かりやすいように整理すること。
- ・ 積算に用いた資料・根拠（公共建築工事積算基準、刊行物、カタログ等）については、分かりやすくマーキングをして複写を提出すること。また、期間計算及び按分計算等行った場合はその計算を提出すること。
- ・ 見積は3社以上を比較（Excel形式電子データで比較表作成）し、項目毎に根拠番号（見積書参照番号等）を表示すること。見積りについては必ず日付入りの原本とし、見積有効期限等の詳細は監督員の指示による。
- ・ 中間報告書で提出する図面については図面右上に「〇月〇日提出中間報告書（案）」など、わかり易い位置に大きめに記入し、その後の打合せにより変更する図面データとの錯誤のないようにする。
- ・ CD-ROMラベルに年度、契約番号、業務委託名、発注者名、受託者名及びウイルスチェックを行った旨を明記（手書き以外で印字）し、箱型又は袋型（フラットファイルなどのファイルへ緊結できる構造のもの）のケースへ収納する。
- ・ 成果品は、背表紙、表紙へ必ず業務委託名を明記（手書き以外で印字）し、照査が行われたものとする。こと。（照査を行った日付及び照査担当者の氏名・押印を記載すること）

実施設計

成 果 物 等	原 図	複写版	製本形態	摘要
a. 建築（総合）	A2 1部	A2, A3 各 1部	A2, A3各 2部（製本糊付）	複写版は設計者名等抜き
b. 建築（構造）	A2 1部	A2, A3 各 1部	A2, A3各 2部（製本糊付）	複写版は設計者名等抜き
c. 設備（電気設備）	A2 1部	A2, A3 各 1部	A2, A3各 2部（製本糊付）	複写版は設計者名等抜き
d. 設備（給排水衛生設備）	A2 1部	A2, A3 各 1部	A2, A3各 2部（製本糊付）	複写版は設計者名等抜き
e. 設備（空調換気設備）	A2 1部	A2, A3 各 1部	A2, A3各 2部（製本糊付）	複写版は設計者名等抜き
f. 設備（昇降機等）	－	－	－	－
g. 積算	A4 1部	A4 1部	ファイル綴	
h. その他	A4 1部		ファイル綴	
i. 資 料	A4 1部		ファイル綴	
成 果 物 等				
a. 建築（総合） ☑建築（総合）設計図 ☑建築物概要書 ☑仕様書 ☑仕上表 ☑面積表及び求積図 ☑敷地案内図 ☑配置図 ☑平面図（各階） ☑断面図 ☐敷地縦断面図・横断面図 ☑敷地高低図 ☑立面図（各面） ☑矩計図 ☑展開図 ☑天井伏図（各階） ☑平面詳細図 ☑断面詳細図 ☑部分詳細図 ☑建具表 ☑各種計算書 ☑外構図 ☑総合計画説明書 ☐日影図 ☑仮設計画図 ☐色彩計画書	☑仕上ユニット計画図 （家具等） ☑サイン計画図 ☑関係官公署への提出書類 ☑工事費内訳書 b. 建築（構造） ☐構造基準図（各階） ☑伏図 ☑軸組図 ☑各部断面図 ☑部材断面図 ☑標準詳細図 ☑各部詳細図 ☑仕様書 ☐構造基本図 ☐構造計算書 ☐関係官公署への提出書類 ☐工事費内訳書		c. 設備（電気設備） ☑電灯設備図 ☑仕様書 ☐敷地案内図 ☐配置図 ☑受変電設備図 ☑非常電源設備図 ☑幹線系統図 ☑電灯、コンセント設備 平面図（各階） ☑動力設備系統図 ☑動力設備平面図（各階） ☐電熱設備図 ☑避雷設備図 ☑静止形電源設備図 ☑発電設備図 ☑電灯・コンセント設備図 ☑弱電設備系統図 ☑弱電設備平面図（各階） ☑構内情報通信網設備図 ☐構内交換設備図 ☐情報表示設備図 ☑映像・音響設備図 ☑拡声設備図 ☐誘導支援設備図 ☑呼出し設備図	☐テレビ共同受信設備図 ☐テレビ電波障害防除設備図 ☐監視カメラ設備図 ☐駐車場管制設備図 ☑防犯・入退室管理設備 図 ☑火災報知設備系統図 ☑火災報知設備平面図（各階） ☑中央監視制御設備図 ☑構内配電線路図 ☑構内通信線路図 ☑エレベーター、エスカレーター等設備図 ☑屋外設備図 ☐太陽光発電計画図 ☑電気設備設計計算書 ☑関係官公署への提出書類 ☑工事費内訳書

d. 設備（空調換気設備） ☒ 空気調和設備設計図 ☒ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 機器表 ☒ 空気調和設備設計計算書 ☒ 空気調和設備系統図 ☒ 空気調和設備平面図（各階） ☒ 換気設備系統図 ☒ 換気設備平面図（各階） ☒ 特殊設備設計図 ☒ 部分詳細図 ☒ 排煙設備図 ☒ 自動制御設備図 ☒ 屋外設備図 ☒ 工事費内訳書 ☒ 関係官公署への提出書類	e. 設備（給排水衛生設備） ☒ 給排水衛生設備図 ☒ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 機器表 ☒ 給排水衛生設備設計計算書 ☒ 給排水衛生設備配管系統図 ☒ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ☒ 給湯設備配管系統図 ☒ 給湯設備配管平面図（各階） ☒ 消火設備系統図 ☒ 消火設備平面図（各階） ☐ 厨房設備図 ☒ 排水処理設備図 ☒ その他設置設備設計図 ☐ ガス設備系統図 ☐ ガス設備平面図（各階） ☒ 汚水処理設備図 ☒ 排水設備図 ☒ 給水設備図 ☒ 給湯設備図 ☒ 消火設備図 ☐ 厨房設備図 ☐ ごみ処理設備図 ☐ さく井設備図 ☐ 特殊設備設計図 ☒ 部分詳細図 ☒ 屋外設備図 ☒ 工事費内訳書 ☒ 関係官公署への提出書類	f. 設備（昇降機等） ☒ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 昇降機等設備図 ☒ 昇降機等平面・断面図 ☒ 部分詳細図 ☒ 昇降機設備設計計算書 ☒ 工事費内訳書 ☒ 関係官公署への提出書類 ☒ 搬送機設備図	g. 積算 ☒ 建築積算 ☒ 電気積算 ☒ 機械積算 ☒ 工事積算数量算出書 ☒ 工事積算数量調書 ☒ 工事積算見積調書 ☒ 工事積算単価根拠 ☒ 工事積算数量算出図面 ☒ 営繕工事積算 チェックリスト ※見積比較検討資料共 代価、複合単価、 見積比較表
h. その他 ☐ 透視図 ☐ 透視図の写真 ☐ 模型 ☐ 模型の写真 ☐ 防災計画書 ☐ 省エネルギー関係計算書 ☐ リサイクル計画書 ☒ 設計説明書	☐ 建築物総合環境性能 評価システム（CASBEE） ☐ グリーン庁舎評価 システム（GBES） ☐ グリーン診断・改修計画 システム（GBES-Re） ☐ 営繕事業広報ポスター ☒ 施設使用条件書 ☒ 概略工事工程表	i. 資 料 ☒ 各種技術資料 （能力・仕様等） ☒ 機器選定書（設備） ☒ 各打合せ記録書 ☐ 構造計算データ ☒ 什器・備品リスト 備品カタログ	

※その他監督員が指示した図書 各項目の成果物は、それぞれ重複する